

青少年のための環境浄化に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第21号

青少年のための環境浄化に関する条例の一部を改正する条例

青少年のための環境浄化に関する条例（昭和54年岩手県条例第35号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
第19条の2 [略] 2 [略] 3 特定電気通信役務提供者（ <u>特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成13年法律第137号）第2条第3号</u> に規定する特定電気通信役務提供者をいう。）は、その役務の提供を行うに当たっては、有害情報を青少年が閲覧し、又は視聴することがないように、フィルタリングに係る情報その他必要な情報を提供するように努めなければならない。 4 [略]	第19条の2 [略] 2 [略] 3 特定電気通信役務提供者（ <u>特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律（平成13年法律第137号）第2条第4号</u> に規定する特定電気通信役務提供者をいう。）は、その役務の提供を行うに当たっては、有害情報を青少年が閲覧し、又は視聴することがないように、フィルタリングに係る情報その他必要な情報を提供するように努めなければならない。 4 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この条例は、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第25号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。